鍛冶ケ谷町内会規約

第 1 章 総 則

(目的)

- 第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動をおこなうことにより、良好な 地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
 - (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡。
 - (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備及びリサイクル活動。
 - (3) 防災、防犯活動の実施及び防犯灯の維持管理。
 - (4) 集会施設の運営、維持管理及び器具倉庫の維持管理。
 - (5) 各種レクレーションの実施。
 - (6) 敬老会の実施、独居老人訪問事業の実施。
 - (7) 青少年の健全育成のための事業の実施。
 - (8) 慶弔事業の実施。

(名称)

第2条 本会は、鍛冶ヶ谷町内会(以下「本会」という)と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は次のとおりとする。

横浜市栄区鍛冶ヶ谷1丁目1番から20番、21番1号から6号、22番から24番、25番1号から11号 同番23号から35号、26番から33番、34番18号から23号、

同区元大橋1丁目31番14号、47番20号から28号、同番32号、48番9号から15号

同区桂町662番7.

同区柏陽5番28号から32号、9番1号から16号、10番、11番。

同区鍛冶ヶ谷2丁目1番から53番及び55番

同区鍛冶ヶ谷町323番から333番、363番から378番、431番から441番、446番から451番 452番の2、457番から458番、461番の1、461番の2、462番から470番、481番、504番から 517番、575番から577番。

(事務所)

第4条 本会の事務所は代表者の自宅に置く。

第 2 章 会 員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2. 第3条に定める区域に事業所を有する事業主であって本会の活動に協力する法人 又は団体は、賛助会員となることができる。

(会員の権利と義務)

第6条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

- 2. 会員は等しく本会の諸事業の正常な運営に協力する責任を負うとともに、それによる利益を受ける。
- 3. 会員はこの規約及び本会が議決した事項を尊重し、かつ、これに従わなければ ならない。
- 4. 会員は別に定める会費を納入しなければならない、金額及び納入方法は細則に 定める。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、役員会 で定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2. 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由無くこれを拒んでは ならない。

(退会等)

- 第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は退会したものとする。
 - (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。

 - (2) 本人より、役員会が定める退会届が会長に提出された場合。 2. 会員が死亡し、又は失跡宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第 3 章 役 員

(役員の種別)

- 第9条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理 事 会長1名、副会長1名を含む25名以内。 (2) 監 事 2名

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する

2. 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3. 理事の担当職務は細則をもって定める
- 4. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について監査の結果を総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要であると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2年とする、ただし、再任を妨げない。

- 2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を 行わなければならない。

(役員の解任)

第13条 役員がこの規定に違反し、あるいは会の体面を汚す行為のあったときは、総会の決議 により解任することが出来る。

第 4 章 組織員等

(班の組織)

- 第14条 組織の円滑な運営を行うため本会の区域を班に分け、各班に班長を置く。
 - 2. 班の区域の決定、変更、改廃は関係会員の意見を聞いたうえで役員会において 決定する。
 - 3. 班長は班の各世帯による互選又は協議により選出する。
 - 4. 班長の任期は原則として1年とする。
 - 5. 班長会議については別に定める。

(顧問)

第15条 本会に顧問をおくことができる。

- 2. 顧問は役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3. 顧問は、役員会に出席して意見を述べることが出来る。

第 5 章 総 会

(総会の種別)

第16条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、会員を持って構成する。

(会員の表決権)

第18条 総会における表決権は1世帯あたり1票とする。

(総会の機能)

第19条 総会は、この規定に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

- 第20条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。
 - 2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)会長が必要と認めたとき。
 - (2) 全会員の5分の1以上からの会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、会長が招集する。

- 2. 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求が あった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文章をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、監事以外の出席した表決権のある会員の中から 選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は表決権のある会員の2分の1以上の出席が無ければ、開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この規定に定めるもののほか、出席した表決権のある会員の過半数 をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

- 第25条 止むを得ない理由のため総会に出席できない表決権のある会員は、あらかじめ通知 された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任 することができる。
 - 2. 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その会員は出席したものと見なす。

(総会の議事録)

- 第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所。
 - (2) 表決権のある会員の現在数及び表決権のある会員の出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)。
 - (3) 開催目的、審理事項及び議決事項。

- (4) 議事の経過の概要及びその結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印をしなければならない。

第 6 章 役 員 会

(役員会の構成)

第27条 役員会は、監事を除く理事をもって構成する。

(役員会の機能)

- 第28条 役員会は、この規約で別にさだめるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の招集等)

第29条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2. 会長は、理事の2分の1以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって 召集の請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集し なければならない。
- 3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも3日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第30条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第31条 役員会には、第23条、第24条及び第25条の規定を準用する。 この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第32条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 別に定める財産目録記載の資産。
 - (2) 会費。
 - (3) 活動に伴う収入。
 - (4) 資産から生ずる果実。
 - (5) その他の収入。

(資産の管理)

第33条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第34条 本会の資産で第32条1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、 又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第35条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第36条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を 経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、毎年開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を 基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、財産目録等として作成し、監事の 監査を受け、毎回前年度終了後3箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第38条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第39条 この会則は、総会において3分の2以上の議決を得、かつ、横浜市栄区長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

- 第40条 本会は地方自治法第260条の2第15項おいて準用する民法第68条第1項第3号及び第 4号並びに第2項の規定により解散する。
 - 2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、3分の2以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において3分に2以上の議決を得て、本会 と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第42条 本会の事務所には、目的、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員 会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等の状況を示す書類、その他必要な帳簿 及び書類を備えておかなければならない、その形態は電子媒体でもよい。

(委任)

第43条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会が細則として別に定める。 2. 細則の制定、改廃は特段の定めの無い限り役員会の議決を経てこれを行う。

付則

- 1. この規約は横浜市栄区長の認可のあった日(平成19年5月14日)から施行する。
- 2. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第36条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 3. この規約の施行に伴い鍛冶ケ谷町内会会則(昭和57年5月10日施行)は廃止する。
- 4. この規約は第3条(区域)の追加により平成22年4月25日から施行する。
- 5. この規約は第14条(「組」を「班」)の改正により横浜市栄区長の認可のあった日 (令和2年6月29日)から施行する。